

I. 平成28年度の活動結果

平成28年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 建設業者への立入検査・監督処分・勧告など

平成28年度は、61業者に立入検査を実施しました。

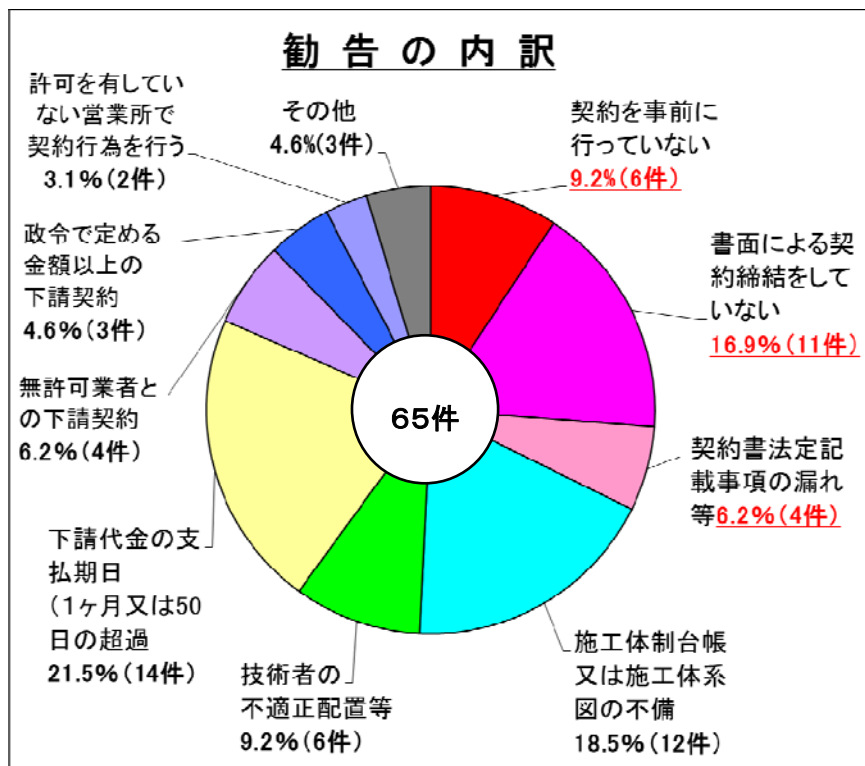
【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査・・・33業者
- フォローアップを目的とした立入検査・・・21業者
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査・・・3業者
- 平成27年度に違反疑義が発覚し、継続調査のための立入検査・・・4業者

立入検査の結果により、31業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約5割にあたります。

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査(フォローアップを目的とした検査)を21業者に対し実施した結果、17業者について改善が図られていることが認められました。

勧告に係る改善事項の総数は65件であり、このうち契約に係わる不備が21件(約3割)を占めていました。



注) 赤字・・・契約の不備に関する事項 [合計で32.3%(21件)]

監督処分・勧告（立入検査以外）の措置状況

- 「営業停止」 1業者 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反
- 「指 示」 1業者 ・労働安全衛生法違反
- 「勧 告」 2業者 { ・営業所専任技術者の不適正配置
・無許可業者との下請契約

2. 各県担当部局との合同立入検査

平成22年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ各県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、各県知事許可業者に対する指導も行っております。

平成28年度は、11月の建設業法令遵守推進月間を中心に11業者に実施しました。

3. 法令違反に関する通報の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成28年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は62件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- 法令違反に関する疑義・・・・・・・・ 7件 ●不払い相談・・・・・・・・ 10件
- 社会保険未加入に関する相談・・・・ 28件 ●その他相談・・・・・・・・ 17件

4. 法令遵守の普及・啓発に向けた行事

建設業における法令遵守が図られるよう、『建設業適正取引推進月間』（11月に実施）での集中的な取り組みをはじめとし、1年間に様々な講演会等を開催し、法令遵守の普及・啓発に努めています。

平成28年度は、計33回の講習会等を開催し、建設業関係者を中心に延べ1,863名に参加いただきました。

【講習等の内訳】

- 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催・・・・・・ 5回
- 建設業団体等が開催する講習会、研修等への講師派遣・・・・・・ 12回
- 建設業団体との意見交換会等での周知・・・・・・・・・・・・・・・・ 16回

II. 平成29年度の活動方針

別紙のとおり